

特任教員の服務及び給与等に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は専任教育職員のうち、盛岡大学・同短期大学部の特任教員に関し必要な事項を定める。

(定義と職務)

第2条 特任教員は、1年以上継続して勤務する者で校務等に従事することが一部免除され、就業規則が部分的に適用される教員をいう。職務は、教育職員の職務職能資格に関する規程（平成11年4月1日施行）第4条第2項に準じる。

第2章 任用

(任用による区分)

第3条 特任教員は任用方法により次の区分とする。

- (1) 60歳を超えて採用された教育職員を1号特任教員とする。
- (2) 平成11年3月31日現在盛岡大学または同短期大学部に在職していた専任教員で本定年となった後採用された教員を2号特任教員とする。
- (3) 平成11年4月1日以降に盛岡大学または同短期大学部に採用となった専任教員で教授または准教授で本定年となった後、別に定める学長の諮問機関を経て学長からの上申にもとづき理事長が特に必要と認め採用された教員を3号特任教員とする。

(申出)

第4条 前条第2号の特任教員となることができる専任教員で、本定年後の採用を希望する場合は、本定年となる年度の8月から9月の間に所定の「特任教員申出書」に記入のうえ学長を経て理事長に提出するものとする。

(適用除外)

第5条 60歳を超えて採用された教育職員であっても、理事会が専任教員として任用すべきものと決定した場合はこの規則を適用しないことがある。

(任期)

第6条 特任教員の任期は次のとおりとする。

- (1) 1号特任教員の任期は1年以上3年までとし、任用時に理事長が決定する。
- (2) 2号特任教員の任期は1年以上2年までとし、任用時に理事長が決定する。
- (3) 3号特任教員の任期は1年以上2年までとし、任用時に理事長が決定する。

(類型分類)

第7条 特任教員は職務の内容により次の類型に分ける。

- (1) 週4ないし5コマの授業及びこれに相当する職務を担当する教員をA型特任とする。
- (2) 週6コマ以上の授業及びこれに相当する職務を担当する教員をB型特任とする。

(専任教員への移行)

第8条 特任教員の専任教員への任用替えの手續きと待遇に関しては、別に定める。

(待遇)

第9条 特任教員の待遇は第3条に規定する任用による区分及び第7条に規定する類型分類によりおのの別に定める。

- 2 特任教員は原則として管理運営規程に定める役職には就任させないものとする。
ただし、理事長が必要と認め、業務手当を支給する場合はこの限りではない。
- 3 特任教員には専用の研究室が与えられる。
- 4 特任教員は専任教員に準じ教員研究費が支給される。

第3章 服務

(職務に専念する義務の免除)

第10条 特任教員が勤務予定がない日については学校法人盛岡大学就業規則(以下「就業規則」という。)

第14条第1項第6号を適用し、職務に専念する義務を免除する。

2 前項により、職務に専念する義務の免除を受けようとする特任教員は、毎月の勤務日以外の免除予定を別紙様式によりあらかじめ学校の長を経て理事長の承認を受けなければならない。

3 出勤日において職務に専念する義務の免除を受けようとする場合は、あらかじめ学校の長を経て理事長の承認を受けなければならない。

(年次有給休暇)

第11条 特任教員の年次有給休暇については、別に定める。

(病気有給休暇)

第12条 病気有給休暇は、就業規則第31条の規定による。ただし、同条第1項第3号のただし書きの適用にあたっては、任期の末日を限度とする。

(特別有給休暇等)

第13条 特別有給休暇は就業規則の規定により本人の請求により与える。

第4章 勤務態様

(勤務の態様)

第14条 特任教員は授業等の有無によらず週3日以上勤務するものとし、これ以外の日及び第2条に規定する職務に就いている時間を除く時間は職場を離れてもさしつかえないものとする。

ただし、管理職に就任し、業務手当の支給対象者となっている場合は、管理職として勤務を遂行するものとする。

2 上記に規定する範囲内であっても校務出張命令及び休日出勤命令を行うときは事前に本人の同意を得るものとする。

(教授会等)

第15条 特任教員は、教授会構成員となり、教授会に出席するものとする。

2 科会議及びその他の会議においても前項と同様とする。

(委員会及び学内分掌)

第16条 特任教員は学内の各種委員会に所属し、会議及び行事に参加することができる。

2 特任教員は学内の校務に分担してあたることができる。

第5章 給与

(給与の種類)

第17条 特任教員の給与は、基本給、業務手当、通勤手当及び入試手当とする。

ただし、B型特任教員で規定のコマ数を超過して勤務し、学長を経て理事長の認定を受けた者には勤勉手当を支給する。

(基本給月額)

第18条 基本給月額は、学校法人盛岡大学給与規程(以下「給与規程」という。)に定める基本給月額にそれぞれ該当する次の号を適用のうえ算出することとし、これをもとに具体的額は理事長が決定する。

- (1) 1号A型特任教員は、同等者の概ね60%
- (2) 1号B型特任教員は、同等者の概ね70%
- (3) 2号A型特任教員は、新基本給月額の概ね70%
- (4) 2号B型特任教員は、新基本給月額の概ね80%
- (5) 3号A型特任教員は、新基本給月額の概ね70%
- (6) 3号B型特任教員は、新基本給月額の概ね80%

2 昇給は実施しない。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は給与規程の定めるところにより支給する。

(入試手当)

第20条 学長が本人の同意を得て命じた入試に係る業務に従事した場合は規定により入試手当を支給する。

(退職金)

第21条 退職金は支給しない。

第6章 雑則

(補則)

第22条 この規則に定められていない事項については、学校法人盛岡大学就業規則を適用する。

2 この規則の運用に関し疑義が生じたときは、学長の意見を徴したうえで理事長が決定する。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は案件審査会議の議を経て行うものとする。

附 則

1 この改正規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行により盛岡大学・同短期大学部の特任教員の職務及び勤務態様等に関する規則及び盛岡大学・同短期大学部の特任教員の服務及び給与等に関する取扱要領は廃止する。

附 則 (定義と職務、教授会等)

この改正規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (職専免、勤務態様並びに申出書)

この改正規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度に特任教員任用となる者から適用する。

附 則 (任用区分)

この改正規則は、平成25年4月2日から施行する。ただし、現に改正前規則に基づき2号特任教員となった者には、旧2号特任として改正前の規則を適用する。

附 則 (任用区分及び服務並びに給与)

この改正規則は、平成29年10月1日から施行する。

ただし、改正規則は平成29年4月1日に在職する特任教員から適用する。

附 則 (年次有給休暇、病氣有給休暇及び特別有給休暇)

この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

学校法人盛岡大学 理事長 殿

職 _____

氏 名 _____ 印

特任教員申出書

私は、「教育職員の職能資格に関する規程」第3条に規定されている
第 号特任教員としての任用を下記のとおり希望します。

記

- 1 就任希望年度 令和 年度
- 2 希望する類型 A型特任（週4ないし5コマ）
B型特任（週6コマ以上）

注1 希望する類型は、A型B型のいずれかを選んでください。

注2 学長に提出してください。

別紙様式

理事長	学 長	学部長	事務局長		記録整理者印			
<u>職務に専念する義務の免除を受ける日の承認願</u>								
年 月分 月 日 提出								
所属		職		氏名	印			
曜日	日	月	火	水	木	金	土	摘 要
第 1 週								
第 2 週								
第 3 週								
第 4 週								
第 5 週								

注

- 1 この承認願は、毎月分をその前月の末日までに、他の場合にあつてはそれぞれその事態が発生したつど提出するものとする。
- 2 本表の表記に当たっては、職務に専念する義務の免除の承認を受ける日は「職専免」と記載すること。
- 3 本表提出後に新たな事態が生じたときは、改めて追加承認願を提出すること。
- 4 決裁欄は、適宜手直しして使用のこと。